

岩手県告示第779号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり行う。

平成20年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

| 区 分  | 日 時           | 場 所                       |
|------|---------------|---------------------------|
| 学説試験 | 平成21年2月4日9時から | 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁           |
| 実地試験 | 平成21年2月5日9時から | 盛岡市内丸19番1号 岩手医科大学歯科技工専門学校 |

2 受験手続 受験願書を平成21年1月5日から同月13日までの間に岩手県保健福祉部医療国保課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療国保課に問い合わせること。